



発行 新潟県

第 97 号

平成30年12月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 1287 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1288 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1289 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1290 肥料の登録の失効（農産園芸課）
- 1291 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1292 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1293 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 1294 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 1295 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 1296 建設業法による営業の停止（監理課）
- 1297 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1298 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1299 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1300 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1301 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1302 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1303 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1304 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1305 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1306 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

## 公 告

特定調達契約の落札者等（管財課）

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

## 選挙管理委員会告示

80 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

## 正 誤

平成30年11月28日付け県報号外1 選挙管理委員会告示第79号中（選挙管理委員会）

告 示

## ◎新潟県告示第1287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労定着支援	夕映え耕房	上越市大潟区犀潟410-5	社会福祉法人上越頸城福祉会	平成30年12月1日

## ◎新潟県告示第1288号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅訪問型児童発達支援	こども発達支援所はる	村上市羽黒町11番23号	一般社団法人Natural	平成30年12月1日

## ◎新潟県告示第1289号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
三条市企業立地促進地域	三条市若宮新田の一部	平成30年12月7日

## ◎新潟県告示第1290号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	新潟県生第355号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	乾燥菌体肥料A号
保証成分量	窒素全量 5.5パーセント りん酸全量 1.5パーセント
生産者の名称及び住所	中越酵母工業株式会社 新潟県長岡市撰田屋4丁目8番12号
失効年月日	平成30年11月30日

## ◎新潟県告示第1291号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

## 1 退 任

理事 南魚沼市泉甲624番地 上村 美作

退任年月日 平成30年12月3日

## ◎新潟県告示第1292号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営福島地区

区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月14日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成30年12月17日から平成31年1月21日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟市西蒲区役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
天野沢第1地区	農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業	南魚沼市	平成30年3月12日

◎新潟県告示第1294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
三国幹線用水路地区	農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業	南魚沼市	平成29年7月28日

◎新潟県告示第1295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
亀田郷第2地区	農業用排水施設整備(流域水質保全機能増進)事業	新潟市	平成29年2月28日

## ◎新潟県告示第1296号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 平成30年12月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社モリケン 代表取締役 森 維舎夫
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市東区豊2-2-36
- 4 許可番号 新潟県知事(般-28)第022975号
- 5 処分の内容
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - (2) 停止を命ずる期間 平成30年12月22日から平成30年12月28日までの7日間

## 6 処分の原因となった事実

株式会社モリケンの元代表取締役は、同社の業務に関し、架空の外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、平成24年9月21日から平成25年9月20日まで、平成25年9月21日から平成26年9月20日まで及び平成26年9月21日から平成27年9月20日までの各事業年度において、虚偽の法人税確定申告をし、そのまま法定納期限を徒過させ、もって不正の行為により、正規法人税額と前記申告額との差額を免れたものとして、平成30年10月1日に新潟地方裁判所において、法人税法違反により、元代表取締役は懲役1年(執行猶予3年)、同社は罰金1,900万円の判決を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

## ◎新潟県告示第1297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成29年1月13日新潟県告示第32号)を次のとおり解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
無谷川地区	村上市馬下	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成25年12月20日新潟県告示第1460号)を次のとおり解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南町1丁目地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第144号）を次のとおり解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大須戸(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(4)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(5)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年1月13日新潟県告示第33号）の指定を解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
無谷川地区	村上市馬下	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第1301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年12月20日新潟県告示第1461号）の指定を解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南町1丁目地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年3月27日新潟県告示第534号）の指定を解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田の沢川地区	村上市花立、貝附	次の図のとおり	土石流
貝附(3)地区	村上市貝附	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第145号）の指定を解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大須戸(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(4)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須戸(5)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年10月21日新潟県告示第1111号）の指定を解除する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長坂(1)地区	村上市長坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
無谷川地区	村上市馬下	次の図のとおり	土石流
南町1丁目地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
大須戸(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
大須戸(4)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
大須戸(5)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝の沢地区	村上市柏尾	次の図のとおり	土石流
無谷川地区	村上市馬下	次の図のとおり	土石流
南町1丁目地区	村上市羽黒町	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
田の沢川地区	村上市花立、貝附	次の図のとおり	土石流
貝附(3)地区	村上市貝附	次の図のとおり	土石流
大須戸(2)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
大須戸(4)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜の崩壊

大須戸(5)地区	村上市大須戸	次の図のとおり	急傾斜の崩壊
長坂(1)地区	村上市長坂	次の図のとおり	急傾斜の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 物品の名称及び数量  
名称：県庁舎で使用する都市ガス 数量：約453,000m<sup>3</sup>
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部管財課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 契約日  
平成30年12月3日
- 4 契約先の氏名及び住所  
北陸瓦斯株式会社  
新潟県新潟市中央区東大通一丁目2番23号
- 5 随意契約に係る契約金額  
基本料金及び流量料金単価は、業務用季節別契約(選択約款)による。
- 6 契約方式  
随意契約
- 7 相手方を決定した理由  
調達の相手方が特定されているため。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立中央病院における寝具等の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月14日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
新潟県立中央病院 寝具等賃貸借契約 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成31年2月1日から平成34年1月31日まで
  - (4) 納入場所  
新潟県立中央病院
  - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 平成27年1月1日以降、400床以上の病床数を有する病院において、12か月以上継続して寝具等の賃貸借業務実績があり、当該業務実績証明書を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
- (9) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。
- (10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関係サービスマークの認定を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 943-0192  
新潟県上越市新南町205番地  
新潟県立中央病院経営課経営係  
電話番号 025-522-7711 内線2323
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 参加資格確認書類の提出期限  
平成30年12月20日(木)午後5時00分  
郵送の場合は、平成30年12月20日必着で簡易書留郵便を利用すること。

## 4 入開札の日時及び場所

平成30年12月27日(木)午後3時00分  
新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規定(昭和60年新潟県病院局管理規定第5号。以下「規定」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額を契約期間の月数(36か月)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 暴力団等の排除  
ア 誓約書の提出  
契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 不当介入に対する通報報告  
契約の履行にあたり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
- (8) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (10) その他  
詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、腹腔鏡用ガス気腹装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
腹腔鏡用ガス気腹装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成31年3月29日(金)
- (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年12月25日(火) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、E O Gガス滅菌装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

E O Gガス滅菌装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

---

- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成30年12月25日(火) 午前10時30分  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年12月14日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 調達件名及び名称  
新潟県立病院看護職員勤務表作成システム一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
  - 3 調達方法  
購入等
  - 4 契約方式  
随意契約
  - 5 契約日
-

平成30年10月24日

6 契約者の氏名及び住所

株式会社エスエフシー新潟  
新潟市中央区南出来島1-10-21

7 契約金額

23,565,600円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成30年12月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,495

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

340,593

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,990
新潟市東区	38,737
新潟市中央区	49,872
新潟市江南区	19,255
新潟市秋葉区	21,729
新潟市南区	12,789
新潟市西区	44,118
新潟市西蒲区	16,458
長岡市三島郡	77,569
上越市	54,342
三条市	27,910
柏崎市刈羽郡	25,389
新発田市北蒲原郡	31,704
小千谷市	10,215
加茂市南蒲原郡	11,414
十日町市中魚沼郡	18,081
見附市	11,550
村上市岩船郡	19,321
燕市西蒲原郡	24,975
糸魚川市	12,436
妙高市	9,338

五泉市東蒲原郡	17,896
阿賀野市	12,183
佐渡市	16,165
魚沼市	10,472
南魚沼市南魚沼郡	18,230
胎内市	8,452

正 誤

平成30年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第79号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)中

ページ	行	誤	正
105	37	29,215,256	29,215,276
105	39	21,012,557	21,012,577
105	43	7,238,446	7,238,466
105	44	5,998,446	5,998,466
106	21	5,998,446	5,998,466